

「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」発表時等 における臨時休業について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、川崎市では「**特別警報**」（各警報の基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される警報）および「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」が発表されたときの生徒の安全確保の対応につきましては次のようになっておりますので、内容をご確認いただき、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に「**特別警報**」および「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合は、生徒の安全確保のため、当日一日を臨時休業（休校）とします。
2. 「**特別警報**」および「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」**以外の警報（「大雨警報」「大雪警報」等）**が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、生徒の安全確保のため、臨時休業（休校）や時間をずらしての登校となることもあります。その場合はメール配信等でお知らせいたします。
3. 生徒の登校後に「特別警報」および「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。
下校時刻等についての変更がある時は、メール配信等でお知らせいたします。
4. 臨時休業（休校）となった場合、当日の給食はありません。（警報発令時に市教委より給食センターへ「なし」の連絡が取られます。）
なお、この場合の学校給食費は徴収せず、最終徴収期の第9期（2月末）で調整を行います。

上記の点について、ご不明な点がある場合には、教頭（044-866-3372）までご相談ください。